

福岡県弁護士会紛争解決センター運営委員会規則

(設置)

第1条 本会に、福岡県弁護士会紛争解決センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる業務を行うほか福岡県弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）の運営に関する一切の業務を行う。

- (1) あっせん人又は仲裁人（以下「あっせん・仲裁人」という。）候補者及び専門委員候補者の推薦
 - (2) あっせん・仲裁人、専門委員の選任、解任及び辞任の承認に関する審査
 - (3) あっせん・仲裁人及び専門委員の報酬（実費を含む。）の決定
 - (4) 苦情処理に関する調査及び措置
 - (5) 紛争解決センターの広報に関する企画及び立案
 - (6) あっせん・仲裁人候補者及び専門委員候補者の研修
 - (7) あっせん手続及び仲裁手続（以下「あっせん・仲裁手続」という。）に関する調査、研究及び発表
 - (8) 関係機関との連絡及び協議
 - (9) あっせん・仲裁手続に関する規則又は細則の規定に基づく委員会細則の制定
 - (10) あっせん・仲裁手続の申立てに係る紛争の価額の算定
 - (11) 申立手数料の減免及び納付時期の猶予の決定
 - (12) 成立手数料の増額及び減免の決定
- 2 運営委員会は、日本弁護士連合会の設置する日本知的財産仲裁センターの組織及び運営に関し、必要な協力を行う。

(構成及び任期)

第3条 運営委員会の委員（以下「運営委員」という。）の定数は10名以上とし、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 運営委員は、会長が会員の中から選任する。
- 3 運営委員の任期は、毎年4月1日から1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会に、運営委員の互選により、委員長1名及び副委員長若干名を置く。

(秘密の保持)

第4条 運営委員は、運営委員会の所掌事項に関して、正当な理由なく、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

- 1 この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、法務大臣が福岡県弁護士会を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき認証紛争解決事業者として認証した日から施行する。
- 2 この規則の施行前に受理したあっせん・仲裁事件については、なお従前の例による。
（日弁連承認日 平成22年8月19日）
（法務大臣認証日 平成23年3月29日）